

令和6年度座間味村低所得世帯支援 特別臨時給付金のご案内

給付金を受給するためには手続きが必要です。

- 本給付金（1世帯あたり**3万円**）は、住民税非課税世帯を支援する新たな給付金です。（同一世帯に18歳以下の児童（平成18年4月2日以降に生まれた児童）がいる場合、対象児童1人あたり**2万円**が加算されます。※本給付金は、「物価高騰対策給付金に係る差押え禁止等に関する法律」により、所得税等の課税及び差押えの対象とはなりません。

給付金の支給額

1世帯あたり**3万円**

同一世帯に18歳以下の児童がいる場合、対象児童
1人あたり**2万円**が加算されます

給付金の支給時期

座間味村が確認書(または申請書)を受
理した日から1ヶ月前後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

①令和6年12月13日以前から
座間味村にお住まいの世帯

②令和6年1月2日以降に
座間味村に転入した方がいる世帯

お住まいの市区町村から
確認書が届きます。

※一部申請が必要な場合があります
令和7年1月下旬より発送します。

申請期限：令和7年3月10日（月）

オンライン又は**郵送**・**窓口**にてお

手続きをお願いします。

令和6年12月13日時点で住民登録のある
市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和7年2月10日（月）

～令和7年3月10日（月）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

【申請方法】裏面QRコードよりオンライン・
又は窓口にてお手続きをお願いします。

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税において、「住民税非課税世帯」

世帯の全ての方が、令和6年12月13日以前から座間味村にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、座間味村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身をご確認の上、確認書に記載されているQRコードより **オンライン・郵送・窓口**にてお手続きいただけます。



【確認事項】

- ①住民税が課されていない者の扶養親族等のみからなる世帯であること
- ②令和6年12月13日以降に国外から日本に転入した方のみで構成される世帯ではないこと
- ③他市町村（特別区を含む）が実施する同様の趣旨の給付金の支援を受けていないこと

II 令和6年1月2日以降に座間味村に転入した方がいる世帯

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 右のQRコードより **オンライン**にて申請のお手続きをお願いいたします。



子ども加算対象：上記世帯のうち、18歳以下の児童を扶養している世帯

平成18年4月2日以降生まれの児童を扶養している世帯は子ども加算の対象となります。

- 基準日（令和6年度12月13日）時点で扶養していない（生計を同一にしない）児童は子ども加算の対象外です。
- 児童養護施設に入所している児童（住民業を異動していない場合も含む）は対象外です。
- 例外的に、別世帯で扶養している児童（学校の寮で生活している場合など）は対象となります。
- 令和6年12月13日以降に出生した児童も対象となります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

座間味村役場 住民課
低所得世帯給付金 担当

098-896-4045

受付時間 平日9:00~17:00